

# 福岡県公報

令和五年十二月五日  
第四百五十三号  
増刊  
①

## 目次

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

### 選挙管理委員会

#### 福岡県選挙管理委員会告示第九十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和五年十二月五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 糟屋郡の表中

北九州若杉病院	〃	大字田中二七五	を
北九州若杉病院	〃	田中四丁目一一	に、
北九州若杉病院介護医療院	〃	大字田中二七五	を
北九州若杉病院介護医療院	〃	田中四丁目一一	に改める。